

# 中華人民共和国

## 製品品質法

(1993年2月22日、第7回全国人民代表大会常務委員会第30次会議を通過)  
(2000年7月8日、第9回全国人民代表大会常務委員会第16次会議にて  
《中華人民共和国製品品質法》の改訂に関する決定により修正された)

### 第一章 総則

**第一条 (目的)** 製品品質の監督管理を強化し、製品品質の水準を高め、製品品質責任を明確にし、消費者の合法權益を保護し、社会經濟の秩序を維持するために本法を制定する。

**第二条 (適用範囲)** 中華人民共和国の国内において、製品の生産・販売活動に従事する場合は本法を遵守しなければならない。

本法で言う製品は加工・製作を経て販売に用いられる製品を指す。

建設工事には本法の規定を適用しない。ただし、建設工事に使用される建築材料・建築部品と設備は前項規定の製品範囲に属し、本法の規定を適用する。

**第三条 (生産者と販売者の責務)** 生産者・販売者は健全な内部製品品質管理制度を構築し、職務品質規範・品質責任および相応な評価方法を厳格に実施しなければならない。

**第四条 (品質責任の引受け)** 生産者・販売者は本法の規定に従って製品品質責任を引受けなければならない。

**第五条 (品質表示の偽造と偽装禁止)** 認証マークなどの品質標識の偽造と偽装を禁止する。製品の生産地の偽造を禁止する。他人の会社名や工場名を偽造あるいは偽装することを禁止する。生産・販売する製品の中に品質の悪い偽物を混入し、偽者を以って本物を装い、劣った物を以って良いものを装うことを禁止する。

**第六条 (国家による奨励)** 国家は科学的管理方法を奨励推進し、進んだ科学技術を採用し、企業の製品品質が業界の標準・国家標準と国際標準に到達し且つこれを超えることを奨励する。

製品品質管理が進んでおり製品品質が国際先進水準に到達し、成績が顕著な事業者と個人を褒賞する。

**第七条（各級人民政府の責務）**各級人民政府は、製品品質の向上を国民経済と社会発展計画に取り入れ、製品品質業務の統一的計画案配と組織指導を強化し、生産者・販売者の製品品質管理を強化するように誘導・督促しなければならない。製品品質を高め、組織の各関連部門は法に従って措置を講じ、製品の生産と販売中における本法に違反する行為を制止し、本法の施行を保障しなければならない。

**第八条（製品品質の監督）**国務院の製品品質監督部門は全国の製品品質監督業務を主管する。国務院の関連部門は各自の職責の範囲内に於いて製品品質監督業務に責任を負う。

県級以上の地方の製品品質監督部門は当該行政区域内の製品品質監督業務を主管する。県級以上の地方の人民政府の関連部門は各自の職責の範囲内に於いて製品品質監督業務に責任を負う。

法律が製品品質監督部門に対して別の規定がある場合、関連する法律の規定に従って執行する。

**第九条（政府職員の責務）**各級人民政府の人員とその他の国家機関の人員は職権を濫用し、職責をおろそかにし、あるいは私情にとらわれて不正行為をしてはならない。当該地区や当該業界にて発生する製品生産販売中の本規定違反行為を庇護し放任してはならない。あるいは製品生産販売中の本法規定の違反行為に対する取締の推進を妨害し干渉してはならない。

各級人民政府とその他国家機関が製品生産販売中の本規定違反行為を庇護し放任した場合、法によりその主要責任者の法律責任を追及する。

**第十条（違反の告発）**すべての事業者と個人は、本法の規定に違反した行為に対して、製品品質部門あるいはその他関連部門に告発する権利を有する。

製品品質部門と関連部門は、告発人の秘密を守り、併せて省・自治区・直轄市人民政府の規定に従って褒賞を与えなければならない。

**第十一条（品質合格製品の自由販売）**いかなる事業者と個人は、非当該地区あるいは非当該業界企業の生産した品質合格製品の当該地区あるいは当該系統への進入を排斥してはならない。

## 第二章 製品品質の監督

**第十二条（合格製品）** 製品品質は検査に合格しなければならず、不合格製品を合格製品と偽称してはならない。

**第十三条（安全の保障）** 人体の健康と人身・財産の安全に危害を及ぼす可能性のある工業製品は、必ず人体の健康と人身・財産の安全の国家標準に符合しなければならず、国家標準や業界標準がまだ制定されていない場合、人体の健康と人身・財産の安全を保障する要求を必ず満たさなければならない。

人体の健康と人身・財産の安全を保障する標準と要求に符合しない工業製品の生産と販売を禁止する。具体的な管理方法は国務院により規定する。

**第十四条（品質体系と製品品質の認証）** 国家は国際的に通用する品質管理標準を根拠として、企業の品質体系認証制度を推進する。企業は自由意志を原則として、国務院の品質監督部門が認可したあるいは品質監督部門が授権した部門が認可した認証機構に、企業の品質体系の認証を申請してよい。認証合格を経て、認証機構によって企業品質体系認証証書を発行する。国家は国際先進的な製品標準と技術要求を参照して、製品品質認証制度を推進する。企業は自由意志を原則として、国務院の品質監督部門が認可したあるいは品質監督部門が授権した部門が認可した認証機構に、企業の製品品質の認証を申請してよい。認証合格を経て、認証機構によって製品品質認証証書を発行する。企業が製品あるいはその包装上に製品品質認証マークを使用することを許可する。

**第十五条（抜取り検査）** 国家は製品品質に対して、抜取り検査を主とした監督検査制度を実行する。人体の健康と身体財産の安全に危害が及ぶ可能性のある製品、国家経済と人々の生活に影響する製品、および消費者や関連組織が品質問題を報告してきた製品に対して、抜取り検査を実施する。抜取り検査のサンプルは市場においてあるいは企業の製品倉庫内に在庫されている販売待ちの製品から随意に抜取る。抜取り検査業務の監督は、国務院の製品品質監督部門が計画し組織する。県級以上の製品品質監督部門は当該行政区域内の抜取り検査を組織してよい。法律が製品品質に関して別に規定がある場合は、関連する法律の規定に従って執行する。国家が抜取り検査を監督する製品は、地方が別に重複して抜取り検査をしてはならない。上級監督部門が抜取り検査した製品は、下級部門が重複して別に検査してはならない。

抜取り検査監督の必要に応じて製品に対して検査を行ってよい。抜取り検査のサンプル数は検査の合理的な必要を超えてはならず、併せて被検査人から検査

費用を受取ってはならない。抜取り検査の監督に必要な検査費用は国务院の規定に従って支出計画に組み入れる。生産者・販売者は抜取り検査の結果に異議がある場合、検査結果を受け取った日から15日以内に、抜取り検査監督を実施した製品品質監督部門あるいはその上級の製品品質監督部門に対して再検査を申請できる。再検査を受理した製品品質監督部門によって再検査の結論が出される。

**第十六条（検査の不拒絶）**法に従って実行される製品品質監督検査を、生産者や販売者は拒絶してはならない。

**第十七条（検査不合格の場合）**本法の規定に従って行われた監督抜取り検査により製品品質が不合格の場合、監督抜取り検査を実施した製品品質監督部門は責任をもってその生産者・販売者に期限を定めて改正を命じる。期限を過ぎても改正されない場合、省級以上の人民政府製品品質監督部門によって予め公告をする。公告後、再検査を経てなお不合格の場合、業務停止を命じ、期限を定め整頓させる。整頓期限満了後再検査を行い、なお不合格の場合は営業許可証を取上げる。監督抜取り検査した製品に嚴重な品質問題がある場合、本法第五章の関連規定に従って処罰する。

**第十八条（調査処分権限）**県級以上の製品品質監督部門は既に入手した違法嫌疑証拠あるいは告発を根拠として、本法規定違反の嫌疑がかかる行為に対して調査処分する時に、下記の職権を行使できる。

- (一) 当事者に対して、本法違反の嫌疑がある生産販売活動の場所にて現場検査を実施する。
- (二) 当事者の法定代表者・主要責任者とその他関係者に対して、本法に違反した嫌疑のある生産販売活動に従事した関連状況を調査し尋ねる。
- (三) 当事者が関係した契約・伝票・帳簿およびその他関連資料の閲覧と複写。
- (四) 根拠を持って人体の健康と人身・財産の安全を保障する国家標準・業界標準に符合しない製品あるいはその他嚴重な品質問題のある製品、および直接生産販売に用いる原材料・補助材料・包装物・生産工具に対して、差し押さえあるいは留置する。

県級以上の工商行政管理部門は国务院の規定する職権の範囲に従って、本法の規定する行為に違反する嫌疑の行為を調査処分する時、前項規定の職権を行使してよい。

**第十九条（製品品質検査機構）**製品品質検査機構は必ず相応な検査測定条件と能力を具備しなければならず、省級以上の人民政府製品品質監督部門あるいはその授權した部門の試験確認を経て合格後、製品品質検査を引き受けることができる。製品品質検査機構に対して法律・行政法規の別の規定がある場合、関連する法律・行政法規の規定に従って執行する。

**第二十条（製品品質検査機構の行政機関からの独立）**製品品質検査・認証に従事する社会仲介機構は法により設立され、行政機関と其他国家機関との間に隷属関係あるいはその他利益関係があってはならない。

**第二十一条（製品品質検査・認証機構）**製品品質検査機構・認証機構は必ず法に依拠し関連標準に従い、客観・公正な検査結果あるいは認証結果を出さなければならない。

製品品質認証機構は国家の規定に従い、認証マークの使用を許可した製品の追跡検査を行い、認証標準に不符合で認証マークを使用しているものに対して、その改正を要求し、内容が重大なものはその認証マークの使用資格を取り消す。

**第二十二条（消費者の権利）**消費者は製品品質問題について、製品の生産者・販売者に問い質し、製品品質監督部門・工商行政管理部門および関連部門に訴える権利があり、訴えを受理した部門は責任をもって処理しなければならない。

**第二十三条（消費者權益保護団体の権利）**消費者權益を保護する社会組織は消費者が訴えた製品品質問題を関連部門が責任を持って処理する建議をし、消費者が製品品質問題で蒙った損害を人民法院に起訴するのを支持して良い。

**第二十四条（監督した製品品質情況公告）**国務院・自治区・直轄市人民政府の製品品質監督部門は定期的にその抜取り検査を監督した製品の品質情況公告を公表しなければならない。

**第二十五条（公的機関の経営活動関与禁止）**製品品質監督部門あるいは其他国家機関および製品品質検査機構は生産者の製品を社会に向けて推奨してはならない。また、製品の製造・販売を監督するなどの方式をもって製品の経営活動に参加してはならない。

### 第三章 生産者・販売者の製品品質責任と義務

#### 第一節 生産者の製品品質責任と義務

**第二十六条（生産者の品質責任）**生産者はその生産する製品の品質に責任を負わなければならない。

製品品質は下記の要求に適合しなければならない。

- （一）人体・財産の安全に脅かす不合理な危険が存在せず、人体・財産の安全を保障する国家標準・業界標準がある場合、これらの標準に適合しなければならない。
- （二）製品は具備すべき使用性能を具備すること。ただし、製品に対して使用性能の欠陥の説明がある場合は除外する。
- （三）製品あるいはその包装上に明記して採用した製品標準に適合すること。製品説明、実物見本などで表明した品質状況に適合すること。

**第二十七条（製品の標識）**製品あるいはその包装上の標識は必ず真実であり、併せて下記の要求に適合すること。

- （一）製品品質の検査合格証明があること。
- （二）中国文表示の製品名称・生産工場名および工場所在地があること。
- （三）製品の特徴と使用上の要求に従って、製品規格・等級・含有主成分の名称と含有量を明記すべきである場合は中国文で明記しなければならない。事前に消費者に知らしめる必要がある場合、外包装上に明記し、あるいは予め消費者に関連資料を提供すべきである。
- （四）使用期限のある製品は、見やすい位置に明瞭に、生産日・安全使用期あるいは失効期日を明記しなければならない。
- （五）使用誤りにより製品自体が破損しやすいあるいは人体と財産安全に危害が及び可能性がある製品は、警告マークあるいは中国文による注意書きを有しなければならない。

裸包装の食品とその他製品の特徴から標識を付けるのが難しい裸包装の製品は、製品標識を付けなくとも良い。

**第二十八条（特殊製品の警告表示）**割れやすい物、燃えやすい物、爆発しやすい物、有毒な物、腐食性のある物、放射性が有るなどの危険物、および保存運搬中に倒置してはいけない物とその他特殊な要求のある製品は、その包装品質が相応する要

求に適合しなければならず、国家の関連規定に従って警告マークあるいは中国文の警告説明を付けて、保存運搬の注意事項を明記しなければならない。

**第二十九条（生産禁止製品）**生産者は国家が明文で禁止した製品を生産してはならない。

**第三十条（生産地の偽造偽称禁止）**生産者は産地を偽造してはならず、他人の工場名・工場所在地を偽称してはならない。

**第三十一条（品質マークの偽造偽称禁止）**生産者は認証マークなどの品質マークを偽造あるいは偽称してはならない。

**第三十二条（不正行為の禁止）**生産者は雑物や偽物を混ぜてはならず、偽物を以って本物とし、劣悪品を以って高級品とし、不合格製品を以って合格製品としてはならない。

## 第二節 販売者の製品品質責任と義務

**第三十三条（仕入検査）**販売者は仕入検査検収制度を構築して執行し、製品合格証明とその他標識を確かめなければならない。

**第三十四条（品質保持の措置）**販売者は、販売製品の品質を保持する措置をとらねばならない。

**第三十五条（販売禁止商品）**販売者は国家が明文で販売を禁止した商品と有効期限の切れた商品、変質した商品を販売してはならない。

**第三十六条（販売品の標識）**販売者が販売する商品の標識は、本法二十七条の規定に適合しなければならない。

**第三十七条（生産地の偽造偽称禁止）**販売者は産地を偽造してはならず、他人の工場名や工場所在地を偽称してはならない。

**第三十八条（品質マークの偽造偽称禁止）**販売者は認証マークなどの品質マークを偽造あるいは偽称してはならない。

**第三十九条（不正行為の禁止）**販売者は雑物や偽物を混ぜてはならず、偽物を以って本物とし、劣悪品を以って高級品とし、不合格製品を以って合格製品としてはならない。

## 第四章 損害賠償

**第四十条（販売者の違約責任）**販売した製品に下記の状況のいずれかに符合する場合、販売者は修理・交換・返品 of 責任を負わねばならず、購入した製品が消費者に損害を与えた場合、販売者は損害を賠償しなければならない。

- （一）製品が具備すべき使用性能を具備しておらず、事前に説明がない場合。
- （二）製品あるいはその包装上に明記された製品標準に適合しない場合。
- （三）製品説明や実物見本などの方式により表明された品質状況に適合しない場合。

販売者は前項の規定により修理・交換・返品・損害賠償の責任を負った後、生産者に属する責任あるいは販売者に製品を提供したその他販売者（以下供貨者と略称する）に属する責任に関して、販売者は生産者や供貨者に事後に補償を求める権利がある。

販売者が第一項の規定に従って修理・交換・返品あるいは損害賠償しない場合、製品品質監督部門あるいは工商行政管理部門は責任をもって改正をさせる。

生産者間、販売者間、生産者と販売者間に結ばれた売買契約・請負契約に特別約定があった場合、契約当事者が契約の約定に従って執行する。

**第四十一条（生産者の賠償責任）**製品に存在する欠陥によって人身と欠陥製品以外のその他財産（以下他人財産と略称する）に損害を与えた場合、生産者は賠償責任を負わなければならない。

生産者は下記の事項を証明できる時、賠償責任を負わない。

- （一）製品をまだ流通に投入していない場合。
- （二）製品を流通に投入した時、損害を引き起こした欠陥がまだ存在しなかった場合。
- （三）製品を流通に投入した時の科学技術水準では、欠陥の存在に気づき得なかった場合。

**第四十二条（販売者の賠償責任）**販売者の過失により生じた製品の欠陥で、人身や他人の財産に損害を与えた場合、販売者は賠償責任を負わねばならない。販売者

が欠陥商品の生産者を明示できずまた欠陥商品の供貨者を明示できない場合、販売者は賠償責任を負わねばならない。

**第四十三条（損害賠償の請求権）** 製品に存在する欠陥によって人身や他人の財産に損害を与えた場合、被害者は製品の生産者に賠償を要求でき、また製品の販売者に対しても賠償を要求してよい。製品の生産者の責任に属するものを製品の販売者が賠償した場合、製品の販売者が製品の生産者に事後に賠償を求める権利がある。製品の販売者の責任に属するものを製品の生産者が賠償した場合、製品の生産者は製品の販売者に対して事後に賠償を求める権利がある。

**第四十四条（身体障害の賠償責任）** 製品に存在した欠陥によって、人身傷害を受けた被害者が生じた場合、加害者は医療費・治療期間の看護費用・療養に伴う労働不能による収入減少などの費用を賠償しなければならない。身体障害をもたらした場合、身体障害者の自助用具費・生活補助費・身体障害賠償金およびその扶養人員の必要な生活費などを、その上に支払わなければならない。被害者が死亡した場合、併せて葬儀費用・死亡賠償金・および死者が生前扶養していた人の必要な生活費などを支払わなければならない。製品に存在した欠陥が被害者の財産に損害をもたらした場合、加害者は原状復帰あるいは価格賠償をしなければならない。被害者がこれによりその他の重大な損害を受けた場合、加害者は損害を賠償しなければならない。

**第四十五条（賠償請求および訴訟期限）** 製品に存在する欠陥によってもたらされた損害の損害賠償請求の訴訟時効期間は2年とし、当事者がその権益に損害を受けると知ったあるいは知るべき時から起算する。

製品に存在する欠陥によってもたらされた損害の損害賠償請求権は、損害をもたらした欠陥製品が最初の消費者に手渡された時から満10年で消滅する。ただし、明示された安全使用期間を超えていない場合は除外する。

**第四十六条（製品欠陥の定義）** 本法で言う所の欠陥は、製品に存在する身体及び他人の財産の安全に不合理な危険を及ぼすものを指す。製品に、身体・健康と人身・財産の安全を保障する国家および業界の標準がある場合、この基準に適合しない場合を指す。

**第四十七条（品質紛争の処理）** 製品品質によって民事紛争が発生した場合、当事者は話し合いあるいは調停により解決できる。当事者が話し合いや調停による解決を好まない場合あるいは話し合いや調停が不成功の場合、当事者各方の協議に従って仲裁機構に仲裁を申請できる。当事者各方が仲裁協議に達しない場合あるいは仲裁協議が無効の時、直接裁判所へ起訴してよい。

**第四十八条（品質検査の委託）** 仲裁機構あるいは裁判所は本法十九条に規定する製品品質検査機構に委託して、関連する製品の品質検査を行うことができる。

## 第五章 罰 則

**第四十九条（違法品の生産販売）** 身体の健康と人身・財産の安全を保障する国家標準・業界標準に適合しない製品を生産販売している場合、生産販売停止を命じ、違法生産販売した製品を没収し、併せて違法生産販売した製品（既に売出したものとまだ売さないものを含む。以下同じ）の貨物価格金額と同等以上三倍以下の罰金を課す。違法な所得がある場合、併せて違法所得を没収する。内容が重大な場合、営業許可証を取上げる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第五十条（偽物製品の生産販売）** 製品に雑物や偽物を混ぜ、偽物を以って本物と成し、低級品を持って高級品と成し、不合格製品を合格製品と偽称した製品は、生産販売停止を命じ、違法に生産販売した製品を没収し、併せて違法生産販売した貨物価格金額の百分の五十以上三倍以下の罰金を課す。違法な所得がある場合、併せて違法所得を没収する。内容が重大な場合、営業許可証を取上げる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第五十一条（禁止製品の生産販売）** 国家が明文で生産を禁止した製品を生産した場合、国家が明文で販売を禁止した製品を販売した場合、生産販売停止を命じ、違法に生産販売した製品を没収し、併せて違法生産販売した貨物価格金額の同等以下の罰金を課す。違法な所得がある場合、併せて違法所得を没収する。内容が重大な場合、営業許可証を取上げる。

**第五十二条（期限切れ変質製品の販売）** 有効期限が切れたあるいは変質した製品を販売した場合、販売停止を命じ、違法販売した製品を没収し、併せて違法所得を没収する。内容が重大な場合、営業許可証を取上げる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

**第五十三条（標識などの偽造・偽称）** 製品の生産地を偽造し、他人の工場名・工場所在地を偽造あるいは偽称し、認証マークなどの品質マークを偽造あるいは偽称した場合、販売した製品の貨物価格金額と同等以下の罰金を課す。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する。内容が重大な場合、営業許可証を取上げる。

**第五十四条（標識の不適合）**製品の標識が本法第二十七条の規定に適合しない場合、改正を命じる。包装された製品の標識が本法第二十七条第（四）項・第五項の規定に適合せず状況が重大な場合、生産販売停止を命じ、違法生産販売した製品金額の30%以下の罰金に処す。違法な所得がある場合、違法所得を没収する。

**第五十五条（処罰の軽減）**販売者が本法第四十九条から第五十三条に規定する販売禁止製品を販売した場合、当該製品が販売禁止製品であることを知らなかった十分な証拠があり、併せて有りの儘にその貨物の来源を説明できる場合、処罰を従軽（法定処罰範囲内で軽減。訳者注）または減輕（法定処罰範囲を超えて軽減）してよい。

**第五十六条（製品品質検査の拒絶）**法による製品品質検査を拒絶した場合、警告を与え、改正を命じる。改正が行われない場合、業務停止を命じる。状況が特別に重大な場合、営業許可証を取上げる。

**第五十七条（品質検査機構や認証機構の不正）**製品品質検査機構や認証機構が検査結果を偽造あるいは虚偽の証明をした場合、改正を命じ、その機構に対して5万元以上10万元以下の罰金を課し、直接責任のある主管者とその他直接責任者に対して1万元以上5万元以下の罰金に処す。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する。状況が重大な場合、その検査資格や認証資格を取り消す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。製品品質検査機構や認証機構が出した検査結果あるいは証明が真実でなく損失をもたらした場合、相応の賠償責任を負わねばならない。もたらした損失が重大な場合、その検査資格や認証資格を取り消す。

製品品質認証機構が本法第二十一条第二項の規定に違反し、認証標準に不適合であるにも拘らず認証マークを使用している製品に対して、法によりその改正あるいは認証マーク使用資格の取消しをしない場合、認証標準に不適合な製品によって消費者に与えた損失に対して、製品の生産者・販売者と連帯責任を負う。状況が重大な場合、その認証資格を取り消す。

**第五十八条（承諾・保証の不実）**社会団体や社会仲介機構が、製品品質に対して承諾・保証を行い、当該製品がその承諾・保証した品質要求に不適合であり消費者に損失をもたらした場合、製品の生産者・販売者と連帯責任を負う。

**第五十九条（虚偽の公告）**広告中において、製品品質に対して虚偽の宣伝を行い、消費者を欺瞞し誤誘導した場合、《中華人民共和国公告法》の規定法律責任を追及する。

**第六十条（偽物関連部材工具の没収）**生産者が本法第四十九条・第五十一条に記された製品あるいは偽物を本物と偽った製品に用いる原材料・補助材料・包装材料・生産工具に対して、これを没収しなければならない。

**第六十一条（禁止製品への便宜の提供）**本法規定で生産販売を禁止した製品であることを知っているあるいは知っているべきにも関わらず、運輸・保管・倉庫備蓄などの便宜を提供した場合、あるいは偽物を本物と偽った製品に偽物を作る生産技術提供した場合、運輸・保管・倉庫備蓄あるいは偽物を作る生産技術の収入の全部を没収する。併せて違法収入の50%以上3倍以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

**第六十二条（サービス業者の処罰）**サービス業の経営者が、本法第四十九条から第五十二条の規定で販売禁止製品を用いて経営性のサービスを行っている場合、使用停止を命じる。使用する製品が本法規定の販売禁止の製品であることを知っているあるいは知っているべきである場合、違法使用の製品（既に使っているものとまだ使っていない製品を含む）の貨物価格金額に照らして、本法の販売者処罰規定に従って処罰する。

**第六十三条（差押さえ製品の隠匿・移転・転売・毀損）**品質監督部門あるいは工商行政管理部门が差押さえ封印した製品を隠匿・移転・転売・毀損した場合、隠匿・移転・転売・毀損した物品の貨物価格金額と同等以上3倍以下の罰金に処す。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する。

**第六十四条（民事責任の優先）**本法規定に違反して民事賠償責任と罰金納付を行わなければならない時、その財産が同時支払いに不足する場合、先に民事責任を引き受ける。

**第六十五条（公務員の行政処分と処罰）**各級人民政府の業務人員とその他国家机关の業務人員が下記の一つに該当する場合、行政処分を受ける。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

- （一）製品の生産販売中の本法違反行為を庇護・放任した場合。
- （二）本法規定の生産販売活動の当事者に秘密情報を漏らし、取締りからの逃避を手助けした場合。
- （三）製品品質監督部門あるいは工商行政管理部门が法により製品の生産販売中の本法規定に違反する行為を取締まるのを妨害・干渉し、重大な結果をもたらした場合。

**第六十六条（サンプル数超過と費用徴収）** 製品品質監督部門が製品品質監督抜き検査中において、規定された数量を超えてサンプルを取り、あるいは被検査人から検査費用を徴収した場合、上級の製品品質監督部門あるいは監察機関は返還を命じる。情況が重大な場合、直接責任のある主管人あるいはその他直責任者に対して法により行政処分を行う。

**第六十七条（経営活動への参与）** 製品品質監督部門あるいはその他国家機関が本法第二十五条の規定に違反し、社会に向けて生産者の製品を推奨しあるいは製品の製造販売の監督を通じて経営活動に参加した場合、その上級機関あるいは監察機関は改正を命じ、その影響を取り除く。違法収入があればこれを没収する。情況が重大な場合、直接責任のある主管人あるいはその他直責任者に対して法により行政処分を行う。

製品品質検査機構が前項に対して違反行為があった場合、製品品質監督部門は改正を命じ、影響を取り除く。違法収入があればこれを没収する。情況が重大な場合、その品質検査資格を取り消す。

**第六十八条（職権濫用などの不正行為）** 製品品質監督部門あるいは工商行政管理部門の人員が職権を濫用し、職責を軽んじ、情実にとらわれて不正行為をなし、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。なお犯罪に至らない場合は法により行政処分に処す。

**第六十九条（職務執行妨害）** 暴力や威嚇により製品品質監督部門や工商行政管理部門の人員の法による職務執行を妨害した場合、法により刑事責任を追及する。暴力や威嚇の方法に依らずに拒絶や妨害をした場合、公安機関が治安管理处罰条例に従って処罰する。

**第七十条（行政処罰機関）** 本法に規定する営業許可証の取上げの行政処罰は工商行政管理部門が決定する。本法第四十九条から第五十七条、第六十条から第六十三条に規定する行政処罰は、製品品質監督部門あるいは工商行政管理部門が国务院の規定した職権の範囲により決定する。法律・行政法規が行政処罰権を行使する機関を別の規定により定めている場合、関連した法律・行政法規の規定に従って執行する。

**第七十一条（没収品の処分）** 本法の規定に従って没収した製品に対して、国家の関連規定に従って廃棄あるいはその他の処理を採取する。

**第七十二条（貨物価格金額）** 本法第四十九条から第54条、第六十二条、第六十三条に規定した貨物価格金額は違法生産販売した製品の表示価格を以って計算する。表示価格がない場合、同類製品の市場価格により計算する。

## 第六章 附 則

**第七十三条（軍事・原子力製品）** 軍事製品の品質監督管理方法は国務院・中央軍事委員会が別に制定する。

原子力施設・原子力製品によってもたらされた損害の賠償責任は法律・行政法規に別の規定が有る場合、その規定に従う。

**第七十四条（施行日）** 本法は 1993 年 9 月 1 日より施行する。

+++++

### 注記：

本《中華人民共和国製品品質法》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の( )内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な法律文にはありません。